

平成30年第8回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日 時 平成30年8月27日
13時30分～14時20分

会 場 海老名市役所6階議員全員協議会室

平成30年第8回海老名市農業委員会定例総会議事録

平成30年8月27日「平成30年第8回海老名市農業委員会定例総会」を海老名市議会全員協議会室に招集した。招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 鈴木 守	2番 加藤 晃	3番 清水 澄雄	4番 瀬戸 正己
5番 小島 富士男	6番 平井 敬	7番 加藤 忠晴	8番 竹内 章人
9番 尾上 富夫	10番 井出 彰	11番 木島 稔	12番 森 征男
13番 齋藤 孝一	14番 大矢 美知子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名で次のとおりである。

15番 中山 勇	16番 塩脇 勉	17番 新戸 和夫	18番 守屋 福夫
19番 宮台 孝治	20番		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 植松 正、事務局次長 市川 清、主査 加藤 謙次、主事 湊 大輝

会議事項は次のとおりである。

- 日程第1 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第36号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 日程第4 議案第37号 引き続き農業を行っている旨の証明について
- 日程第5 議案第38号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間： 午後 1 時 3 0 分）

【議 長】 ただいまの出席委員は、14名でございます。また、本日、農地利用最適化推進委員の出席は5名でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということでございますので、14番委員と2番委員を指名させていただきます。

それでは、4. 報告事項の3ページから4ページの（1）活動状況、（2）農地の異動状況について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況・農地の異動状況を報告した。）

【議 長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

【議 長】 それでは、報告につきましてはこの程度とさせていただきます。

本日は傍聴希望者がございます。傍聴につきましては、農業委員会会議規則第14条では、委員会の会議は公開すると規定されておりますので、この規定に基づき、傍聴の許可をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【議 長】 異議なしということですので、よって、傍聴を許可します。傍聴人を入室させてください。

それでは、会議を進めたいと思います。

これより5の付議事項に入ります。

議案書5ページ、日程第1、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号13について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地法第3条では、農地、または採草放牧地についての権利を移転、または設定する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければな

らない旨を規定しています。これは、権利の設定、移転の機会を捉えて、農地等が資産保有目的、投機目的等の対象として、農業者以外の者によって取得されないようにするとともに、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されることにより、農業生産力の維持拡大を図ることを趣旨としたものです。

受付番号13、申請地は、中河内字■■■■■■■■■■、台帳地目、田、現況地目、畑、■■■平米です。譲受人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与です。現地の案内図及び写真は、資料1にございます。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 この場所は、■■■■■さんが持っておられまして、■■■さんの娘さん、次女の■■■さんに生前で贈与するということでございます。私のほうにも家へ来られましたので、問題ないと思ひまして、印鑑を押ししました。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主 事】 ■■■さんの農家世帯としての状況ですが、■■■さんと、その父の■■■さんの2人が農業従事者だそうです。経営主は、平成30年の農家台帳では、譲渡人の■■■さんになっております。農業への従事状況に関してですが、■■■さんの農業経験年数は20年、農業従事日数は、年間70日、■■■さんの父の■■■さんの農業経験年数は60年、農業従事日数は、年間250日だそうです。■■■さん世帯の現在の農業経営面積は、田が■■■■■■■平米、畑が■■■■■■■■■■■平米、合計、■■■■■■■■■■■■■■■平米で、下限面積である30アールを超えております。機械は、耕運機2台、田植機1台、軽トラック1台、防除機2台を所有しているほか、トラクター1台を今後導入予定だそうです。また、地域集落の取り決めに従い、支障の出ないよう耕作を行う旨、申請書に記載があります。機械の面、労働力の面、技術の面のどれから見ても、譲受人として問題ないと思われれます。そのほか、許可をすることができない場合が定められている農

は、駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図は、資料2-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図、RC擁壁の構造図、つけかえる水路の構造図、また、受付番号2、3、両方の案件を図示した全体図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 後ほど受付番号3でもご説明があると思いますが、受付番号2は月極駐車場事業を行うということで、入り口については、市道506号線から出入りする計画で、この駐車場を使います。それから、北側の1844号線につきましては、現在、砂利道になっております。市道認定はされておりますが、一応地元としては農道のように使用している道なので、そちらからの出入りはやめてもらいたいということで、受付番号3の転用者へは出入口として使用しないよう話してあります。斜線部分、受付番号3のほうにつきましては、土建会社の材料置き場になるとか、いろいろな話がありまして、出入りに関して地元としてはかなり問題があったところなんです。今回、そういう形で、入り口は南側の506号線から入って、受付番号2の駐車場を通行するというような形で、8月6日に自治会長、それから、生産組合長立ち会いのもと、地元の意見として指導しております。そういう形で了解いたしました。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主事】 不動産賃貸業を行っている■■■■■■■■■■が、駐車場を整備し、月極駐車場事業を行うという申請です。■■■■■■■■■■は、横浜市に本社がありますが、代表取締役の■■さんが海老名市在住であるということから、横浜市と海老名市を中心に不動産事業を行っているとのことで、社家駅周辺の共同住宅の数に比べ、駐車場の数が少ないということから、住人等から駐車場が足りず困っているとの声を多数聞き、月極駐車場事業を行うに当たり、需要が十分に見込めると判断したことから、当該地での申請に至ったとのことです。

資料 2-1 をご覧ください。農地の立地基準は、第 3 種農地です。これは、水管、下水管が敷設されている道路の沿道の区域で、かつ 500 メートル以内に社家小学校、社家ゆめいろ保育園など、2 つの指標が存在することから、判断ができます。また、申請地から 300 メートル以内に JR 社家駅が存することからも、同様に第 3 種と判断ができます。第 3 種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

続きまして、土地利用計画です。資料 2-2 の平面図をご覧ください。図は、上が北を示しております。申請地を約 60 センチ盛土し、転圧して砂利で舗装しまして、乗用車 36 台分の駐車場を整備します。周囲は、西側を除いて RC 擁壁で囲い、1 メートルのネットフェンスによってごみ等の飛散を防止します。西側、図面で言う左側ですが、こちらは宅地との境になっておりまして、宅地側に既存の擁壁があるため、擁壁は新設をしないという計画になっております。出入りに関しましては、南側の市道 506 号線から行う計画ですが、出入り口部分には農業用の水路が通っております。こちらの水路は保全されるよう、可変側溝へつけかえを行うという計画です。また、雨水排水につきましては、砂利舗装によるほか、雨水枡及び浸透管を設置するという事で、敷地内にて浸透処理をする計画です。また、西側のほうに緑地帯が設けられております。この緑地部分に関しましては、管理等について、周囲へ悪影響を及ぼすことのないよう、木は植えずに芝を敷くとのことで、同じく周囲への影響を考えまして、照明に関しましても設置はしないということで計画がされております。

また、図面の北側を見ていただきますと、一番上のほうなんですけれども、■■■■というふうに地番が振られている部分がございます。こちらは現況が田んぼでございまして、この田んぼの排水に関しては、もう既に南側は宅地になってしまっているのです、今回の申請地に田越しで行っていましたが、今回、こちらが駐車場になってしまうということで、排水機能を損なわないように、ちょうど緑地帯部分の下に南北に向かって VP 管を設置しまして、南側の水路へ接続します。また、同じく北側の■■■■という部分につきましては、この後、受付番号 3 にて、同じく駐車場として転用の申請が出ている現況が田の土地でして、そちらも出入りをこの駐

車場側から行うという計画ですので、北側は一部車両の通路としてあけておくような設計がされております。こちらの詳細につきましては、先ほど10番委員からご説明があったほか、受付番号3をご審議いただく際に改めてご説明をさせていただこうと思っております。

続きまして、断面をご覧いただきたいと思っております。資料2-4をご覧ください。2-4の断面図ですが、上のA-A'断面が申請地を南北、下のB-B'断面が申請地を東西に切った図面になります。このうち田んぼとの境は、A-A'、上側の図面で言うと右側になります。また、下の図面、B-B'の断面に関しても、田んぼとの境は右側ですが、それぞれRC擁壁を設置するという計画がされております。

また、この境界部分につきましては、さらに詳細に記載した図面が資料2-5にございますので、そちらをご覧ください。こちらは擁壁の断面図になります。擁壁の頭ですが、左上の擁壁の図面を見ていただきますと、敷地から10センチ出るという計画がされております。また、海老名市農業委員会の指導としまして、RC擁壁の構造につきましては、隣地が田んぼの場合には、水抜き穴がないものを設置するよう強く要望しております。今回の計画に関しましても、それに対応した計画図が出ております。これらによって、土砂の流出、崩壊が防がれる計画となっております。

続きまして、資料2-7をご覧ください。資料は縦に長い形でご覧いただければと思うんですけども、こちらが受付番号2、今、ご審議、ご確認いただいているものと、この後ご説明させていただく受付番号3の計画図をつなぎ合わせた全体図となっております。この図面のうち南側のほう、下側のほうが、今ご説明させていただいている受付番号2の申請地となっております。それぞれ転用者や事業内容は全く別ですので、案件としては別の取扱いとなりますが、先ほど10番委員からもご説明がありましたとおり、車両の出入りの関係から、形態としては一体のような形になります。完成後のイメージ図ということで参考にこの図面はお配りさせていただいておりますので、参考にいただければと思います。

それから、工事の時期に関してでございます。現在、申請地の田んぼ

は、作付が行われております。これは、この後に出てくるんですが、農用地利用集積計画によって、社家の■■■■さんという方が借りて作っております。転用に当たります。解約の届け出が出ております。解約はしておりますが、土地の引き渡し日は、収穫後の9月30日ということで予定がされておまして、今回の工事の着工に関しては、その後からということで、10月1日から工事を着工するという計画になっております。そのため、現在植えられている稲に関しましては、収穫まで借り手が作業を行うということで整理がついているところでございます。

以上、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われま

す。

以上でございます。

【議長】 現地調査班長の意見をお伺いいたします。班長の19番委員。

【19番委員】 これも22日に1班で現地調査いたしました。水稻栽培がきれいになされており、農地として問題はないと思われま

す。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。受付番号2について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号2について、採決をさせていただきます。

賛成とする方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 全員賛成でございます。よって、受付番号2については、承認とさせていただきます。

続きまして、受付番号3について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主査】 受付番号3、申請地は、社家字■■■■■■、登記簿地目、田、■■■■■■平米です。現況は、農業振興地域の田です。転用者は、社家■■■■■■

■、■■■■■■■■、代表役員■■■、譲渡人は、社家■■■■■■、■■■■■■、持分3分の2、■■■■、持分3分の1、転用の目的は、駐車場、権利の種類は、所有権の移転です。現地の案内図は、資料3-1をご覧ください。資料は、案内図のほかに、現地の写真、土地利用計画の平面図、造成計画の平面図、断面図、RC擁壁の構造図、つけかえる水路の構造図をお配りしております。

以上でございます。

【議長】 地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 先ほども説明しましたが、この案件は、受付番号2と3が同時に申請が上がってきまして、駐車場を一体のような形にするということで、先ほどの資料2-7の図面を見ていただければわかるんですが、工事としては、2と3は一緒に行われるそうです。それで、市道1844号線は、まだ道路がアスファルトで舗装されておらず、現在砂利道なので、そちらのほうからの出入りはやめてほしいという地元の要望がありまして、南側の市道506号線から受付番号2の駐車場を通過して出入りする計画となりまして、分かりやすいようにこの全体の図面をつくっていただきました。大分話を聞いていただきまして、問題はないと思われま。

以上でございます。

【議長】 事務局、補足説明をお願いいたします。

【主査】 今、10番委員からご説明いただいたとおりなのですが、詳しいところを補足で説明させていただければと思います。

真宗大谷派の寺院である■■■■■■が駐車場を確保するため、農地転用したいという申請です。理由書によると、■■■の現在の駐車場は、境内地に普通車5台分程度のスペースしかないため、当法人の行事、葬儀、法事法要、檀家総会、お彼岸、お盆等で、利用者が寺院の周辺に駐車してしまい、近隣とトラブルが発生しているとのこと。そのため、数年前から駐車場用地を探しておりましたが、寺院の周辺の土地は金額面等の条件で合意が得られず、用地取得は難航したそうです。今回、寺院から約500メートルと少し距離はございますが、土地所有者と合意が得られたため、申請に至ったとのこと。

資料 3-1 をご覧ください。農地の立地基準は、第 3 種農地です。これは、申請地から 300 メートル以内に J R 社家駅が存することから判断できます。第 3 種農地は、農地転用が原則許可となる立地区分です。

次に、資料 3-2 の土地利用計画図をご覧ください。図は、上が北を指しております。申請地全体を約 50 センチ盛土、転圧し、砂利で舗装しまして、普通車 30 台分の駐車場を整備します。周囲は、南側を除き、RC 擁壁で囲い、1 メートルのネットフェンスにより、ごみ等の飛散を防止します。土どめの頭は 10 センチほど出るといふ計画がされております。申請地北側、図面の上方に、北側の市道に並行して暗渠排水が通っておりますが、申請地部分は V P 管に交換する計画でございます。また、敷地内の北側に緑地帯として芝を植える計画となっております。なお、照明は設置しない計画でございます。

次に、車両の出入りについてご説明いたします。工事車両、駐車車両ともに、南側、図面で言うと下側の、先ほどご審議いただきました受付番号 2 の申請地から行ふ計画となっており、転用者である■■■■■■■■■■の了解も得られているとのこと。また、北側、図面の上方は、用水路を挟んで市道 1844 号線と接しておりますが、図面をご覧くださいと、北側にも出入り口があることがご確認いただけると思います。この出入り口は幅 6 メートルで、用水路部分を既存の U 字溝からグレーチングの横断側溝に変更するとともに、車両用に幅 5 メートルのスライド式の門を設置し、その門の横を人が通れるように 1 メートルあけておく計画となっております。この北側出入り口を使って車両が通行すると、接続する市道 1844 号線が舗装されていないことから、近隣の田に砂利が落ちるなどの悪影響が出るおそれがあります。そのため、この出入り口は門を施錠して、車両が通行できないようにしておき、人の通行のみに使用するという事で、転用者も了解しており、図面にもその旨、記載がございます。今回、このような形にしたのは、将来的に市道 1844 号線が整備された場合に車両が通行できるようにしたものであり、市道が整備されない限りは、車両の出入りは南側からのみ行ふということを確認しております。

次に、雨水排水計画につきまして、同じく資料 3-2 をご覧ください。

申請地を砂利敷きとして、さらに申請地中央部、左右の駐車スペースの間に南北に長さ20メートルの雨水浸透管を埋設し、その両端に雨水ますを設置することで、敷地内浸透処理をするという計画になっております。

続きまして、造成計画です。資料3-3をご覧ください。申請地全体が濃く着色されておりますが、これは盛土をあらわしており、最大約50センチ盛土を行うという計画です。また、この図面に断面の箇所が表示されており、左右にA-A'、上下にB-B'と線が入っております。こちらは断面図に対応しておりますので、続いて、資料3-4の断面図をご覧ください。上のA-A'が申請地を東西に、下のB-B'が申請地を南北に切った図面になります。上のA断面をご覧ください。右側が東となり、東西ともに田と隣接しております。場所により、30から50センチほどの高低差がございます。田との境界はRC擁壁で土どめをし、さらに1メートルのネットフェンスを設置する計画です。擁壁の頭は10センチ出る計画となっております。次に、下のB断面をご覧ください。右側が南となり、先ほどご審議いただきました受付番号2の駐車場と接しています。高低差はなく、車両が通行できるようにする計画です。なお、南側駐車場との境界は、駐車スペース部分に高さ1メートルのネットフェンスを設置して区切りとしますが、このフェンスは南側駐車場の申請地内に設置するため、本案件の図面には記載がございません。左側、北は用水路を挟んで市道と接しており、既存のU字溝の用水路を一部グレーチングの横断側溝に変更して通行できるようにする計画です。用水路との境界は、RC擁壁で土どめをし、出入り口部分を除いて東西の田との境界と同様、高さ1メートルのネットフェンスを設置する計画です。これらによって土砂の流出、崩壊等が防がれる計画となっております。

続いて、資料3-5にRC擁壁の拡大図を添付しておりますので、ご覧ください。左上に擁壁の断面を拡大した図面がございます。擁壁の右側の地面から擁壁の頭が10センチ出ることがこの図面からご確認いただけるのではないかと思います。隣地の田との高低差は、場所により多少異なりますが、おおむねこの拡大図のとおりになるとお考えいただければと思います。なお、先ほどの受付番号2と同様に、このRC擁壁には水抜き穴を

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号19について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、議案書11ページ、受付番号20について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局次長】 議案書11ページをご覧ください。受付番号20、被相続人は、社家■■■■、■■■■、相続人は、社家■■■■、■■■■、引き続き農業を行っている期間は、平成27年8月26日から平成30年8月27日までです。特例農地等の明細でございますが、社家字■■■■■■■■、現況地目、畑、台帳地目、畑、生産緑地地区内、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。現況で2筆とも畑として利用しており、合計、■■■■■平米でございます。事務局で8月13日に現地調査をしたところ、農地として適正に管理されておりました。

以上でございます。

【議長】 事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号20について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、受付番号20について、承認とさせていただきます。

【議長】 事務局から提案説明がございました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号22について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書14ページ、日程第5、議案第38号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてを議題といたします。

受付番号5について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【事務局次長】 それでは、議案書14ページをご覧ください。生産緑地制度には、農地の所有者の権利救済の観点から、生産緑地法第10条に、市町村に対して時価で生産緑地を買い取るように申し出ることができる規定がございます。1つ目といたしまして、生産緑地に指定されてから30年が経過した場合、2つ目は、農林漁業の主たる従事者が死亡した場合、3つ目が、農林漁業の主たる従事者が農林漁業に従事することを不可能とさせる故障を有することとなった場合です。2つ目と3つ目の場合に買い取りの申出をするときには、農林漁業の主たる従事者の証明を農業委員会から受ける必要がございます。農林漁業の主たる従事者とは、専業従事者、兼業従事者にかかわらず、農林漁業経営における中心的な働き手、もしくは農林漁業経営に欠くことのできない者でございます。その者が従事できなくなったため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者を言います。この主たる従事者についての証明願が提出されております。市長へ生産緑地を買い取るよう申し出ると、市が買い取るか買い取らないかの通知を申出受け付けの日から1カ月以内に行います。市が買い取らない場合には、農林漁業を行う希望者への斡旋をいたしまして、斡旋が整わなければ買取り申出を受けた日から3カ月後に行為の制限の解除が申出者に通知されるという仕組みでございます。

議案書14ページをご覧いただきたいと思います。受付番号5、申請者は、浜田町■■■■■■■■、■■■■■■、買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡でございます。買取り申出事由発生日は、平成30年7月4日、申請者は、買取り申出事由発生者の実母でございます。買取り申出をする生産緑地は、浜田町■■■■■■■■、ほか6筆、議案書のとおりで、合計、■■■■■■■平米でございます。また、現地の案内図と写真につきましては、資料4をご覧になっていただきたいと存じます。

事務局で8月13日に現地確認をいたしましたところ、現地は農地として適正に管理されておりました。また、こちらに記載されている買取り申出事由発生者に関しまして、農家基本台帳では世帯の農業経営主として毎年登載がされておりました。以上、この案件に関しまして特に問題ないと思われまます。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明がございました。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、受付番号5について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員でございます。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書15ページ、6. そのほか、法に基づく許認可等の審議によらない案件を案件とします。

(1) 農地の使用貸借権の解約についてを案件といたします。

受付番号2について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主 事】 農地の使用貸借について、期間途中で解約をする場合には、農業委員会に届出をしていただいております。今回、農業委員会で決定した農用地利用集積計画に基づく農地の使用貸借について、解約したことの届けを受け付けましたので、ご報告いたします。

受付番号2、届出地は、社家字■■■■■■■、現況地目、田、台帳地目、田、■■■平米、ほか2筆、議案書のとおりです。貸人は、社家■■■■■、■■■■■、持分3分の2、■■■■■、持分3分の1、借人は、社家■■■■■■■■■、■■■■■、農用地利用集積計画作成により行われていた田の使用貸借の解約です。合意による解約を平成30年8月8日に行い、農地の引き渡しは収穫後の平成30年9月30日に行うという届け出内容です。なお、事務局で8月13日に現地調査を行い、農地として適正に管理されていることを確認しました。

こちらに関しましては、先ほどご説明させていただいてご審議をいただきました、農地法第5条の許可申請の案件に上がっております受付番号2、3、両方の筆が今回解約ということでここに出ておりますので、あわせてご説明をさせていただきます。

届出に関しては、受け付けたということでご報告をさせていただければと思いますので、ご了承いただければと思います。

以上でございます。

【議長】 受付番号2について、事務局から提案説明が終わりました。質疑のある方。いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑もないようでございますので、受付番号2について了承としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 それでは、了承とさせていただきます。

次に、議案書16ページから18ページまでの(2)農地転用届出による専決処分についてを案件といたします。

農地法第4条の受付番号17から20までの4件と、農地法第5条の受付番号45から50までの6件について、一括して事務局から説明をお願いいたします。

【主査】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨、規定されていますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合に

は、許可を要しないこととなっています。それを定めているのが農地法第4条第1項第7号と、農地法第5条第1項第6号です。

議案書16ページをご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、平成30年7月1日から7月31日までの間に届出がされたものです。受付番号17から20までの4件で、田、698平米、畑、152.15平米、合計、850.15平米です。

続きまして、議案書17ページ、18ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく平成30年7月1日から7月31日までの間に届出がされたものです。受付番号45から50までの6件で、田、152平米、畑、1,286.34平米、合計、1,438.34平米です。以上、これらにつきまして、専決処分で受理したことを報告いたします。

以上でございます。

【議長】 事務局から説明が終わりました。質疑のほうは一括してお願い申し上げます。質疑のある方、いらっしゃいませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、受付番号17から20までの4件と、受付番号45から50までの6件について、一括して承認させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしということでございますので、了承とさせていただきます。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

【議長】 それでは、事務局から何かございますか。ありませんか。

ほかにないようでございますので、2番委員から閉会の挨拶をお願いいたします。

【2番委員】 かなり暑く、残暑厳しい折、皆さん、健康にご留意され、本日は長時間の審議、ありがとうございました。特に審議事項について問題ないと思います。どうもお疲れさまでした。

(終了 午後 2 時 2 0 分)